

ID: 764

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	許可等の取消し、工作物除去命令等		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第71条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>			
法第71条第2項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)			
第71条			
2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。			
(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合			
(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合			
(3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日